

財團法人協働會大阪支所
 創立委員有志
 大正拾壹年拾壹月拾七日

ても其は何等他人の關與すべき問題では無いのであるが川村君は此点に對して労働者に三千余圓の金を貸すものが有る云々の攻撃して居られるが其は眞實にふれて居らない言たる事は冷靜に考へる人達の看破出来る所である

若し仮りに八木氏が向上會の代表者として或る條件の許に借金したりとせんか其は責任を問ひ排斥すべきである、而しかる場合と雖も會の權威の失墜であり亦た幹部の大失態となる重大問題である上に八木氏個人としても社會的致命傷たるべき問題に對しては慎重なる調査の上何人も否認出来得ない確たる證明を附すべきであるにもかゝらず輕々に噂に立脚した今回の舉に對して反對すべき人々の有る事は當然である

若し八木氏個人として個人的に多額の借金をなして向上會のために遣したりとせんか會としては就る感謝すべきであつて御

斥の理由とするならば現刷新派の最高幹部諸氏も引責すべきである而かも會計部島君之助が初帯失職せる千余圓を當時發表する事に依り會員の動搖と會の發展の大障害なるを思ひ自己の責任上會計に損害を與へざりし事實と刷新派の今回の回劣なる手段と對照して見ても判明する所であります

三年間生死を共にせし同志の欠点を擧げて社會に發表し以て自己の勢力を張らんとする野心家に至つては反つて官業労働界の前途に對して寒心すべき暗影を投げたものでなかるうか

第五には會長の保管に係る基金問題は排斥理由中の重要なものであり何人も認めて責任上引責すべきものとす所である

だ腐敗と見られるのである、而し我々は刷新派を擁護し、純向上會を倒せとも言はない、常に團結は力なりと宣傳して居る人達が強大なる敵を前にして兄弟争ふの結果を恐るるのである、今日向上會としては斯の如く私憤の内訌に没頭するのは決して會員及び官業労働會に盡す所以でない砲兵工廠に近く千數百名の識者は實行されんとして居る識者には對する手當支給上から従業員として幾多の不利な点があるものであるから此際諸君は去るのを助け一致團結以て従来より一層の眞價を發揮し此重大問題の解決に努力せられん事を希望する次第であります

向上會 創立委員有志

財團法人協働會大阪支所

別
86

大正拾壹年拾壹月拾七日

財團協働會大阪支所長 藤澤 穆



常務理事 添田 敬一郎 殿

八木會長 排斥理由ノ件

一、十一月五日鳥町一丁目ノ受念寺デ開カレタ中央委員會ハ大々敗ラ以テ前會長八木信一君ノ辭職ヲ承認シタルト同時ニ第三支部長、河村政治君ハ「第三第五第六支部ヲ代表シテ」ト稱シテ脱退ヲ聲明シ次デ而浦君ハ名古屋聯合會ノ獨立ヲ宣言シ八木君モ亦直チニ辭會屈ヲ提出シ一味ヲ引伴レテ退場シタ後々ハ今茲ニソノ前所ノ重相ヲ明ラカニシテ一般會員諸君ノ正當ナル判斷ヲ仰ギタイ

二、由來八木君ニ對スル非難及騷惑ハ端分久シイコトデアツタ唯度礙